

令和3年度地域少子化対策重点推進交付金(令和3年度補正予算)実施計画書

(市町村分) 個票

自治体名

秩父市

(都道府県: 埼玉県)

事業メニュー	結婚新生活支援事業				
区分	結婚新生活支援				
関連事業メニュー	3.2 新規に婚姻した世帯に対する住宅取得費用又は住宅賃借費用に係る支援及び新規に婚姻した世帯に対する引越費用に係る支援(都道府県主導型コース)				
個別事業名	秩父市結婚新生活支援事業	新規/継続 (一般財源での実施も含む)	継続		
実施期間	交付決定日 ~	令和5年3月31日	事業開始年度	令和3 年度	
対象経費支出予定額 ※(注)1	16,800,000			円	
自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け ※(注)2	<p>秩父市は、「秩父市総合戦略」(H27~R1)、「秩父市子ども・子育て支援事業計画」(H27~R1年)に基づき、少子化対策・子育て支援を積極的に行ってきたが、H17年の市町村合併時の人口72,706人より減少傾向が続いており、将来的に人口減少が続くと推測される。特に、合計特殊出生率は、全国、埼玉県の数値より低く、R1年時点では、1.13と、全国(1.36)、埼玉県(1.27)を下回っている。また、R2年時点では、婚姻率も、当市は、2.7と、全国(4.3)、埼玉県(4.1)を大きく下回っている。</p> <p>上記のような課題に加え、H27年に社人研が実施した「出生動向基本調査」の25~34歳未婚者が自身にとどまっている理由は、男女ともに「適当な相手にめぐり会わない」が最多であり、出会いの機会が不足していることが伺える。これらの課題を解決するため、本市は、H29.30.R3年度には、婚姻を希望する方向けに、マッチングイベントや婚活スキルアップセミナーを実施した。また、秩父地域1市4町で、NPOの結婚相談所の広報連携協定を締結し、成婚の支援をサポートしている。さらに、H30年の埼玉県や県内の市町村、企業が参加している、SAITAMA出会いサポートセンターの設立当初より加入し、市民に対し、より幅広い結婚支援を行ってきた。しかし、婚姻率は、改善につながらない。(H29:3.3→R2:2.7)</p> <p>こうした結婚における様々な課題がある状況を踏まえて、出会いの機会の提供や成婚に向けた支援にとどまらず、経済的支援(結婚新生活支援事業補助金の給付)に取り組み、結婚を希望する人たちの希望実現に寄与し、結婚から子育てまで切れ目のない少子化対策を推進していき、婚姻率、合計特殊出生率の増加につなげていきたい。</p> <p>秩父市総合戦略において、4つの基本目標「1 多様な企業支援により安定した雇用を創出する」、「2 豊富な地域資源を活用した新しいひと流れをつくる」、「3 未来のための結婚・出産・子育ての希望をかなえる」、「4 住み続けたい安心・安全な地域をつくる」を掲げている。本事業は、結婚を契機として発生する費用について、経済的に支援することにより、若者の結婚の希望をかなえることに寄与することから、基本目標「3 未来のための結婚・出産・子育ての希望をかなえる」に位置付けられる。</p>				
個別事業	(個別事業の内容) ※(注)3				
	1. 概要				
	【補助対象要件】				
	・所得要件	<input checked="" type="checkbox"/>	夫婦の合計所得が400万円未満	自治体独自基準の場合 (例)夫婦の合計所得が●●●万円未満	
	・年齢要件	<input checked="" type="checkbox"/>	夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯	自治体独自基準の場合 (例)夫婦ともに婚姻日における年齢が●●歳以下の世帯	
	【補助上限額】 ※補助対象費目について、一般コース・連携コースのいずれかで記載すること。				
	一般コース	<input type="checkbox"/>	各費用に係る合計が30万円	自治体独自基準の場合 (例)各費用に係る合計が●●万円	
	都道府県主導型コース	29歳以下の場合	<input checked="" type="checkbox"/>	各費用に係る合計が60万円	自治体独自基準の場合 (例)各費用に係る合計が●●万円
		39歳以下の場合	<input checked="" type="checkbox"/>	各費用に係る合計が30万円	自治体独自基準の場合 (例)各費用に係る合計が●●万円
	【その他独自要件】				
<ul style="list-style-type: none"> ・市税の滞納がないこと。 ・市内の住居に居住すること。 					
2. ①申請見込み世帯数	31		世帯		
※都道府県主導型の場合の内訳	共に29歳以下	23	世帯		
	左記以外	8	世帯		

【積算根拠】

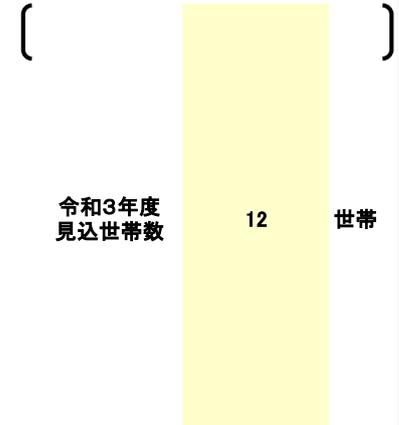
◇支給額

合計：13,800千円+2,400千円+600千円=1,6800千円
 ○29歳以下：23件(支給見込世帯数)×600千円(補助金上限額)=13,800千円
 ○30～39歳以下：8件(支給見込世帯数)×300千円(補助金上限額)=2,400千円
 ○継続補助の見込：2件(支給見込世帯)×300千円=600千円

◇支給見込世帯数

○29歳以下の支給見込世帯数=①197件×②37.82%×④59.74%=44件
 ○30～39歳以下の支給見込世帯数=①197件×③40.68%×⑤24.10%=19件
 ただし、予算の制約により、今回の対象世帯数は、29歳以下は23件、30～39歳以下は、8件とする。新婚世帯からの申請状況によって、追加の応募及び予算措置を検討する。

- ・令和2年度秩父市年間婚姻件数 ①197件
- ・「2019年人口動態統計」2019年に結婚生活に入った夫婦共に
 - ②29歳以下の世帯割合：37.82%
 - ③30～39歳以下の世帯割合：40.68%
- ・「2019年国民生活基礎調査」2019年世帯主の年齢別、世帯所得割合
 - ④29歳以下の世帯総数のうち、世帯所得が400万円未満の世帯の割合：59.74%
 - ⑤30～39歳以下の世帯総数のうち、世帯所得が400万円未満の世帯の割合：24.10%



②継続補助の見込	2	世帯
対象経費支出予定額	600,000	円

3. 広報の実施予定

令和4年4月以降、市の公式HP、SNS、広報誌に掲載。また、制度周知チラシを作成し、県と連携し公共施設5施設へ計250枚の配架する。市役所で婚姻届受理の際に窓口で案内をする。また、不動産業者に対し、チラシ配架等について協力いただくことで、幅広く対象世帯に情報を提供する。

少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)4	KPI項目	単位	目標値	現状値
		合計特殊出生率	%	1.5(令和6年度)
		%		
		%		
参考指標 ※(注)5	項目	単位	直近の実績	
	合計特殊出生率	%	1.13(令和元年)	
	婚姻件数	件	197(令和2年)	
	婚姻率	%	2.7(令和2年)	
個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)6	KPI項目	単位	目標値	現状値
	支給世帯実績/支給見込世帯数の割合	%	40	14(R4.2.7時点)
	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「本事業の認知率」	%	65	60(R4.2.7時点)
	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「地域に応援されていると感じた世帯の割合」	%	100	100(R4.2.7時点)
他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)7	<p>実施に当たっては県と市町村は共催とし、市町村は市町村内の企業や経営者および大学に講演会、体験会等実施の周知広報および場所を準備する。オンラインで県内市町村の会場とつなぎ、対面とオンラインで効率的に県内経営者や新卒社員、大学生にアプローチをする。</p> <p>県は対面会場の手配、講師やAI婚活体験のシステム管理委託業者との調整および広報等を担い、市町村は当日の来場者の誘導やアンケートの配布、回収、回収後はアンケート内容の分析等の役務を実施する。</p>			
民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)8	<p>結婚相談所、不動産業者、結婚式場、ショッピングセンターに対し、チラシ配架等について、協力いただくことで、幅広く対象世帯に情報を提供する。また、協定を締結している結婚相談業者には、婚姻にあたって対象者に制度の説明に協力いただくことで、制度のより一層の利用促進につなげる。</p>			
委託契約の有無 ※優良事例の横展開支援事業又は重点課題事業を実施する場合のみ記載				
上記「事業内容」について、「地方創生推進交付金」の申請の有無	無			

(注)

- 1「対象経費支出予定額」には、本交付金の対象外経費を除いた対象経費支出予定額(補助率を乗じる前の額)を記入すること。また、金額の根拠となる資料(見積書等)を添付すること。
- 2「自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け」には、これまでの自治体における少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題と、それらを踏まえた、自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付けを記載すること。
- 3「個別事業の内容」には、本個別事業の具体的内容を記載すること。また、事業内容を検討する上で参考とした既存事業があれば、都道府県名又は市町村名、事業名を記載すること。
 - ※個別事業を次年度以降も自立的に発展させるため、事業内容の末尾に必ず次年度以降に向けた事業の方向性を記載すること。
- 4「少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」については、自治体の少子化対策全体のKPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体は少なくとも令和4年度終了時点で、各自治体において効果検証を実施すること。
- 5「参考指標」には、各自治体の合計特殊出生率、婚姻件数、婚姻率を記載すること。
- 6「個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」には、自治体における少子化対策の全体像の中での本個別事業の位置付けを踏まえ、KPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体において効果検証を実施すること。
 - ※過去に関連する事業を実施している場合は、過去に設定したKPIを踏まえたKPIを設定すること。
- 7「他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を他の都道府県や市町村と連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記載すること。
- 8「民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を民間事業者との連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記入すること。